

第 16 回 全国健康保険協会船員保険協議会 議事録

開催日時：平成 24 年 7 月 19 日（木）10:00～11:30

開催場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）会議室

出席者：岩村委員、江口委員、大内委員、大谷委員、菊池委員、佐々木委員（綾代理）、
長岡委員、三木委員（藤岡代理）、渡部委員（五十音順）

議 題：1．平成 23 年度決算【船員保険事業】について
2．経過的特別支給金の支給について
3．その他

岩村委員長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第 26 回船員保険協議会を開催することにいたします。まず、委員の交代がございましたので、それにつきまして事務局から報告をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

野中次長 はい。委員の交代につきましてご報告いたします。小坂委員の後任としまして社団法人大日本水産会の長岡委員が 6 月 22 日付で委嘱されておりますので、ご紹介いたします。

長岡委員 大日本水産会の長岡でございます。にわかに小坂と同じようにはまいりませんが、一生懸命勉強させていただきながら追いついていきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。次に、本日の出席状況でございますが、田付委員、田中委員、立川委員、佐々木委員、及び三木委員よりご欠席の連絡をちょうだいしてございます。佐々木委員の代理といたしまして社団法人日本船主協会の綾様、それから三木委員の代理としまして日本内航組合総連合会の藤岡様にご出席をいただいております。代理出席につきましてご承認をいただきたいと思ひますがよろしゅうございませうか。

（異議なし）

岩村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、次に、本日の資料の確認につきまして事務局からお願ひしたいと思ひます。

野中次長 まず、本日オブザーバーとして厚生労働省保険局より西辻課長と 4 月 1 日付けで全国健康保険協会管理室長に就任された藤田室長にご出席をしていただく予定としております。まもなく到着するかと思ひます。また、4 月 1 日付けで船員保険部次長を拝命い

たしました、私、野中でございます。よろしくお願いたします。続きまして本日の資料のご確認をお願いいたします。お手元にお配りさせていただいております資料は、資料 1-1【平成 23 年度決算報告書の概要】、資料 1-2【決算報告書】、資料 1-3【財務諸表】、資料 1-4【事業報告書】、参考資料 1【関係条文】、参考資料 2【準備金の運用状況について】。次に資料 2-1【経過的特別支給金について協議会委員長メモ】、資料 2-2【委員長メモを踏まえた最終案】。最後に参考資料 3 になりますが平成 24 年 6 月 22 日現在の【全国健康保険協会船員保険協議会委員名簿】、以上 9 点でございます。ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 資料はお手元におそろいでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは早速議事に入りたくと存じます。お手元にあります議事次第に沿って進めてまいります。

議題 1 平成 23 年度決算【船員保険事業】について

岩村委員長 これにつきましては、事務局で資料 1-1 から資料 1-4 まで、それと参考資料の 1 と 2 をご用意いただいておりますので、それに基づいて説明をいただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

野中次長 それでは資料 1-1 をご覧ください。【平成 23 年度の船員保険勘定の決算報告書】の概要でございます。決算報告書は、収支の状況を予算額との対比でお示したものでございます。収入は合計で 480 億円となっております。その内訳でございますが決算額欄(b)をご覧ください。保険料等交付金は 344 億円で、国の歳出予算額の限度額まで交付されています。任意継続保険料は被保険者の減により 14 億円となっております。国庫補助金等は 36 億円で下の(注 1)の にございますように、東日本大震災による災害臨時特例補助金による 5 億円を含めて計上しております。次に職務上年金給付等交付金は、給付費の減により 80 億円となっております。その他は 2 億円で、その主な内訳は、金銭信託による準備金の運用に伴う利息収入と、返納金債権にかかる返納金収入でございます。そして、準備金戻入が 5 億円でございます。

次に支出は準備金繰入を入れると 480 億円、準備金繰入を除くと 446 億円となっております。その内訳でございますが、保険給付費が 270 億円でございます。そのうち震災関連では、(注 1)の に記載のとおり特例措置として実施しました一部負担金免除等に伴う費用 3 億円が計上されております。なお、経過措置として支給している職務上傷病への保険給付が大幅に減少していることから、保険給付費は予算対比で 11 億円の減となっております。後期高齢者、前期高齢者等への拠出金 108 億円は船員保険加入者数が見込みより少なかったことによりまして 3 億円の減となっております。介護納付金は 33 億円ではほぼ予算どおりです。業務経費・一般管理費は予算対比で 6 億円の減となっております。これは、システム保守やシステム開発費の減、健診実施率が目標を下回ったことによる健診費用、及び委

託費の減。福祉事業経費における特別支給金の減などによるものでございます。その他の2億円は、高額療養費への貸付、職務上年金の交付金返還金などの増などによるものです。この結果、準備金繰り入れは34億円となり、予算対比で24億円の増、実質34億円の黒字となっております。

次に資料1-2の【決算報告書】でございますが、これは収入・支出が科目ごとに記されておりますが、概要と同じベースなので説明を省略させていただきます。

なお、保険料算定の基礎となる国の会計ベースによる収支につきましては、さらに国の決算を踏まえ疾病部門と災害保健福祉部門別に分析整理し、次回の協議会で報告させていただく予定としております。

次に資料1-3【財務諸表】でございます。これは企業会計原則に基づき作成したものでございます。まず、5ページをお開きください。損益計算書から説明いたします。5ページには23年度の経常費用の詳細が記載されておりますが、その合計額は6ページの右上にありますとおり443億円となっております。また、経常収益は下から5行目になりますが合計で472億円となり、当期純利益は29億円となります。続きまして3ページをお開きください。貸借対照表です。24年3月31日現在資産の部の流動資産の合計は101億円。固定資産の合計は、下から2行目でございますが、金銭信託の301億円を含めて304億円となり、資産の合計は405億円となっております。

次に負債の部でございますが、4ページをお開きください。上から5行目に預かり補助金として1億円が計上されております。これは、23年度に交付を受けた東日本大震災にかかる補助金のうち未使用となり、翌期以降に返還が見込まれるものでございます。そして、流動負債の合計は28億円、固定負債の合計は中ほどに記載しておりますが4億円で、負債合計は31億円となっております。

純資産の部でございますが、資本金は船員保険事業移管時の政府出資金、これは4億7,000万円でございます。準備金が340億円、当期末処理分利益として損益計算書で計上した当期純利益の29億円を計上しております。その結果純資産の合計は374億円、負債と純資産の合計は405億円となっております。

7ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、現金の出入りを示す書類となりますが、23年度は下から3行目になりますが29億円の資金増加となっております。これに資金の期首残高65億円をプラスした資金の期末残高は、94億円となり、貸借対照表の現金及び預金の94億円と一致します。

次に、8ページの利益の処分に関する書類でございます。当期純利益29億円を準備金として積み立て、その結果、脚注に記載のとおり船員保険法第124条の準備金残高は369億円となります。9ページからの注記事項以降の説明は省略させていただきます。財務諸表の説明は以上でございます。

続きまして資料1-4をご覧ください。平成23年度の事業報告書でございます。3ページ、4ページは協会の理念と23年度の船員保険事業の運営方針でございます。5ページになり

ますが【第2章 加入者数、事業所数、医療費の状況】でございます。まず、(1)加入者の動向は(図表 2-1)にもお示しのとおり、23年度末現在の被保険者数は58,722人で前年度に比して1,259人減少しております。被扶養者数も73,468人で同じく2,876人減少しております。この表にはここ10年度の動向をお示ししておりますが、表を見てお分かりのとおり毎年被保険者は1,000人、被扶養者は21年度からは3,000人程度減少傾向にございます。このことから加入者は毎年4,000人の減になっております。

次に(2)医療費等の動向でございます。6ページに【(図表 2-2) 医療費の動向】で動向をお示ししておりますが、23年度の医療費総額は246億円で前年比0.1%の増加となっております。保険給付費、特に現金給付費はマイナスが大きいです。脚注の(注)にもありますように、制度改正により22年1月以降は従来船員保険から支給されていた職務上疾病給付が労災保険から支給されることとなったことによりまして、減となっている要因がございます。

戻りまして5ページ下から5行目になりますが、23年度の加入者1人当たりの医療費の総額でございますが183,803円で前年比3.3%の増、一部負担金を除いた医療給付費は143,296円で前年比4.6%の増加となっておりますが、これには震災による一部負担金免除の影響も多少出ております。

7ページをお開きください。【第3章 船員保険事業の概況】でございます。23年度においても関係者のご協力を得ながら、加入者、船舶所有者の皆様への情報提供や保健事業などを推進いたしました。まず、情報提供・広報におきましては『船員保険マンスリー』を発行しホームページに掲載。また、『船員保険業務のご案内』、『船員保険通信』を作成し配布しました。また、短波無線によるFAX放送も行いました。さらには、健診案内の方法につきましては、関係団体の機関紙等に掲載いただきました。(図表 3-1)には船員保険のホームページへのアクセス件数をお示ししておりますが、毎月1万件前後のアクセスをいただいております。特に24年2月、3月の伸びは東日本大震災に伴う医療費の一部負担金免除の延長についてのアクセスが多くなってまいりました。

次に8ページでございますが財政関係でございます。決算報告でお示しのとおり、現状では安定しておりますが被保険者、標準報酬月額低下と医療費の増加傾向が継続していることから今後とも各種指標の動向を見極めながら安定的な財政運営に努めていく必要がございます。準備金は国債による運用を行い、23年度の運用益は約8,000万円となっております。参考資料2に概要をお示ししておりますので後ほどご確認ください。

次に(2)船員保険等の実施でございますが、(図表 3-2)に過去5年間の現金給付等の支給状況を掲載しております。職務外の傷病手当金は、被保険者の減に伴い件数・金額と前年より減少しております。9ページの高額療養費は金額において前年比で1.1%の伸びとなっております。次の療養費のうち柔道整復施術療養費は、23年度にシステム改修を行い22年度の積み残し分を処理したために件数・金額とも29.7%の増となっておりますが、受付ペースで見ますと件数・金額とも7～8%の伸びとなっております。しかしながら、これも伸び

が大きいということでございますので、24年度においては加入者及び施術者への受診状況の照会を強化し、適正化に向けた対策を講じているところでございます。職務上の上乗せ給付、経過的給付については記載のとおりでございます。

10 ページでございます。()サービス向上のための取り組みとしてお客様満足度調査を23年度に初めて実施いたしました。アンケート結果については(図表 3-3)と22ページ以降にもお示ししておりますが、(図表 3-3)は「やや満足」「満足」と回答した方の数を記載しております。24年度も同様に実施いたしましてその結果をもとにさらに改善に努めることとしております。サービススタンダードにつきましては、受付から給付までを10営業日以内と定めておりますが、23年9月以降は100%の達成率を維持しております。平均所要日数も7.17日でございます。保険証の発行についても、目標3日に対し平均2.04日となっております。()被扶養者の再確認業務については、23年度は東日本大震災の影響により見送りました。()医療費のお知らせは24年3月船員保険が協会に移管後初めて実施しております。船舶所有者を経由して約46,000件を送付しております。()レセプト点検については効果的な推進を図るため実務研修会、査定事例の共有化、抽出機能の強化を図り効果的な推進に努めてまいりましたが、23年度における被保険者1人当たりの効果額は22年度に比べて減少しております。この原因は、協会に移管する際の滞留分の影響がなくなったこと等により23年度は減少となりました。

12ページからは健診、保健指導の実施報告となります。12ページには目標数値が記されておりますが、13ページの【健診の実績(速報値)】をご覧ください。22年度と比較しますと加入者の減により受診者数は減となっておりますが、受診率は乗船中の被保険者と接触が取りにくいとかそういったこともございまして、いずれもここ3年ほど横ばいの状態となっております。ただし、この速報値は船舶所有者からの手帳健康証明取得分は含まれておりません。

14ページになりますが、()加入者に対する健康支援の取り組みといたしまして、23年度に健診を受診された方々お一人お一人に健診結果に基づいたオーダーメイドの情報提供冊子を作成し配布しております。このことについては被保険者から大変な好評を得ており、24年度においても同様に実施することとしております。

15ページ以降は【第4章 東日本大震災における影響と対応について】でございます。皆様既にご承知のこととしますので詳細の説明は省略させていただきますが、船員保険では特に被災地域に船員保険加入者が多いことも踏まえ、船員保険被災者専用フリーコールを設置しまして、相談体制の整備を図ってまいりました。

16ページには(参考)船員保険における免除証明書発行状況を掲載しております。24年3月31日現在で7,683枚、6月30日現在では8,288枚となっております。

最後になりますが、18ページをご覧ください。【第5章 平成23年度の総括】でございますが、年間を通して事業を行うのが2年目となった23年度は、現金給付の支払い、保険証の発行などの基礎的な平常業務については軌道に乗りました。また、協会へ移管後初め

て医療費通知、お客様満足度調査、生涯健康生活支援事業など新しい取り組みにも着手しました。一方では、東日本大震災の影響により特定健診等の実施率は伸び悩み、被扶養者資格の再確認業務を見送るなど、計画どおりとならなかった事業も生じております。24年度は加入者の生涯健康生活支援事業や医療費適正化対策に関する取り組みも一層強化いたしまして、また、保険者機能を十分に発揮できるよう努力し、さらに健全な財政運営に努めてまいります。19、20 ページは事業計画の目標指標、及び検証指標に対する結果となります。

以上、【決算報告書】、【財務諸表】、【事業報告書】が決算関係の一連の資料でございます。なお、この資料につきましては幹事、及び会計監査法人の監査を受けることとなっており、過日の監査の結果、適正である旨の報告を受けていることを申し添えさせていただきます。それから最後になりますが、平成22年度の事業報告書における記載誤りについてご報告とお詫びをさせていただきます。今般、平成23年度事業報告書の作成過程におきまして、昨年報告いたしました22年度事業実績のうち、レセプト点検効果額、資格・内容・外傷点検、及び健診の実績・速報値において誤りがあったことが判明いたしました。本日ご説明いたしました23年度事業報告書において、遑って正しい数値に置き換えておりますのでご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。議題1の平成23年度決算につきましては以上でございます。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました23年度事業決算船員保険事業におきまして、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。大内委員どうぞ。

大内委員 ご説明ありがとうございます。資料1-4の13ページに【健診の実績(速報値)】がありました。これは健診対象者と言いますか、対象者の数はここに書いてありますが、これは年間の予算で決められたに人数がこの対象者の人数だという理解をしてよろしいですか。と申しますのは、健診を受けに行く際に、ある所から2、3カ所からちょっと連絡をいただいたんですが、もう予算が満杯になりましたので健診はできません、という連絡が何度かありました。そうしますと、この健診の実績ということで、予算の関係で一体人数の枠というのはどうなっているのか。ちょっとそのへん教えていただけませんか。

岩村委員長 では、事務局お願いします。

石塚理事 ここで書かれている対象者というのは、例えば一番上の被保険者の40～74歳であれば船員保険の被保険者そのものを書かせていただいております。その中で、何パーセント受けたかということでございます。あと予算との関係ですけれども、5カ年の実施率の目標をそれぞれ、23年度であれば65.1%というような実施率の目標がありますので、それ

に見合うだけの予算は計上させていただいております。結果的に実施率が30%とか40%という数値ですので、予算を余らせたというか予算を全部消化するに至っていないというようなことでございます。今大内委員からあった予算がいっぱいなのでというのは、ちょっとどういう話なのか、船員保険会に事業を委託しておりますので、よく事情を聴いて行き違いないようにしていきたいと思っております。予算は十分にとっております。

岩村委員長 それではどういう事情なのか大内委員のほうに個別のケースについてお話を伺った上で対応していただくということをお願いをしたいと思います。そのほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか、はい。ありがとうございます。それでは平成23年度決算船員保険事業につきましては本協議会として了承することとしたいと存じますがそれでよろしゅうございますか。

(異議なし)

岩村委員長 はい。ありがとうございます。それでは事務局のほうからこの後の手続きについてご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

野中次長 はい。本日お諮りしました平成23年度決算につきましては7月23日に予定しております全国健康保険協会運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して認可の申請を行う予定となっております。

岩村委員長 はい、ありがとうございます。それで次にお手元の議事次第2として上がっております【経過的特別支給金の支給について】に入りたいと思っております。

議題2 【経過的特別支給金の支給について】

岩村委員長 前回の船員保険協議会において申しあげましたように、ほかの公益委員の皆様とも相談をさせていただきまして、その上で経過的特別支給金の取り扱いに関するメモをまとめさせていただいたところでございます。その内容の紹介と、それからこのメモを踏まえた最終的な対応案につきまして事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

野中次長 はい。それでは資料2-1をご覧ください。まず、経過的特別支給金についての委員長メモを頂戴しておりますので原文のまま読み上げさせていただきます。

【経過的特別支給金について】(船員保険協議会委員長メモ)

1 問題の所在

労災保険の社会復帰促進事業で実施されている特別支給金のうち特別年金及び特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して賞与の一定割合を支給している。これに対して、平成22年1月前の船員保険では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額等の8%を第2種特別支給金として支給していた。したがって、賞与が支払われない者については、従前水準を下回っている実態がある。

上記のような実態に対応して、激変緩和を図るという観点から経過的特別支給金を船員保険の福祉事業として支給するとした場合の支給方法(年金方式か一時金方式か)等について、以下検討し、提言するものである。

以下の提言に沿って労使合意が図られ、経過的特別支給金の支給が早期に開始されることを期待する。

2 支給方法(年金方式か一時金方式か)

終身支給される年金は、受給者の生活安定という観点からは望ましい方式である。

しかしながら、船員保険のような小規模保険集団で年金を制度化した場合、財政運営は極めて不安定なものとなり、持続可能性という観点から問題が多い。

具体的には、年金の財政方式として

公的年金のような賦課方式を採用すると、被保険者数が中長期的に減少した場合には、保険料率の上昇により財政運営が困難となり、

労災保険のような充足賦課方式(積立方式)を採用すると、制度発足当初から相当程度の原資を積み立てた上で、一定の予定利率を目標とした資産運用を行うことになるが、現下の厳しい経済状況や受給期間等の将来推計の精度等の問題から、安定的に財政運営を行うことは困難と考えられる。

2ページになります。

また、年金方式とした場合には、長期間の記録管理や給付額改定が必要となるなど事務処理が複雑化し、振込手数料等の事務処理コストが増大するという問題も発生する。

以上のような年金方式の問題点や、激変緩和を図るための付加的な給付であるという経過的特別支給金の性格を考慮し、一時金方式で支給することが適当である。

3 支給水準

今回の問題は、船員保険の職務上年金を労災保険に統合するという制度改正に伴って発生したものであり、受給者の立場からすれば、制度改正前後の給付水準は可能な限り同一とすることが望まれる。(改正前に既に受給を開始している者については、従前どおりの給付が継続支給されている。)

しかしながら、以下のような事情もあることから、制度改正後に受給者となった者に対しては、一定期間について制度改正前との受給額の格差を縮小し激変緩和を図る、という観点から給付水準を検討することが必要である。

問題となっているのは、福祉事業として実施されていた付加的な給付であるが、改正前の船員保険の福祉事業のうち労災保険の枠組みで実施できるものは当該制度で対

応するという基本的な整理が行われていること。

制度全体をみれば、給付水準が改善された者もあり、給付水準全体が低下しているとは言えないこと(給付増となる者が全体の半数程度存在し、給付増となる者の平均的給付水準は改正前の約 2.5 倍となっている。したがって、全体的な給付水準や船舶所有者の負担水準は低下していない。)

経過的特別支給金を一時金として支給する場合の水準を、従前額保障という考え方で設定すると、従前給付(法定給付の 8%)の 20 年分から 25 年分となる。この場合の年間所要財源は 2 億円程度と見込まれ、財政的影響も大きく、激変緩和を図るといふ給付の趣旨からすれば、給付水準を相当程度圧縮することもやむを得ないと考えられる。

3 ページになります。

事務局からは、年金受給者が早期に失権した場合に支給される障害(遺族)年金差額一時金の補償年数を参考として、一時金の支給水準を従前給付の 5 年分とする案が提案されている。この案は、年金受給期間の最低保証水準として合理性を有するものと評価できるが、従前額保障という考え方で設定される水準との差が大きく、受給者の立場からみると、経過的特別支給金創設当初の給付水準としては、必ずしも十分なものではないと考えられる。

上記のような考え方を踏まえ、財政的な影響や給付の性格等を総合的に勘案し、経過的特別支給金創設当初の給付水準(年金受給者に対して支給する一時金の水準)は法定給付(年金額)の 1 年分(法的給付 \times 8% \times 12.5 年分)とすることが適当である。

(この場合の年間所要財源は、1 億円程度と見込まれる。また、平均的な受給額は、障害年金 4 級で 270 万円、遺族で 250 万円となり、第 1 種特別支給金と比べても遜色のない水準となる。)

上記で提案した給付水準は、経過的特別支給金創設当初のものであり、この給付水準は、一定期間経過後に、給付の実績や船員保険全体の財政状況をみた上で、激変緩和を図るといふ給付の性格を十分に踏まえ、所要の見直しを行うべきである。

4 その他

対象期間については、支給開始時期が遅れていること、給付実績をみるためには、一定の期間が必要であることから、「平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに労災年金等の支給事由が発生したもの(その後の取り扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討)」とすることが適当である。

なお、4 ページ、5 ページ、6 ページには、参考資料が添付されております。次に資料 2-2 をご覧いただきたいと思っております。両面刷りとなっております。ただ今読み上げた委員長メモを踏まえ、前回提案分を修正し、最終案として提案させていただきます。

まず、2 ページ 2 面のほうをご覧ください。前回提案分を見え消しにさせていただいております。対象期間につきましては、支給開始時期が遅れており給付実績をみるためにも一定の期間が必要であることから従前の 25 年 3 月としますと、1 年足らずと期間が短いた

め、27年3月としております。

次に対象者については従前と同様です。次に支給方法については小規模保険集団で年金を制度化した場合、賦課方式または積立方式としたとしても安定的な財政運営が困難であり、また、事務処理の複雑化や事務処理コストの増大が見込まれることなどから、一時金として支給するとしております。

次に支給水準でございますが、財政的な影響や今回の給付の趣旨が制度改正に伴う激変緩和を図るという観点のものであること等から、年金額の1年分、8%の12.5年分としております。なお、今回提案しました支給水準などにつきましては、給付実績等をみた上で改めて検討することとしております。

お戻りいただいて1ページは、清書したご案内となります。資料の説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。経過的特別支給金につきましては、今年の1月からこの協議会で議論をしていただいたところでございますが、先ほど事務局の説明にもありましたが、なるべく早く支給を開始したいというふうに考えているところでございます。今、説明がありましたもの、委員長メモを踏まえた最終案というのは、先ほどもご説明しましたとおり公益委員の皆様と相談の上まとめた委員長メモをもとに、事務局のほうでまとめたいただいたものでございまして、この内容でこの経過的特別支給金については、先ほど話がありましたように平成22年4月1日から平成27年3月31日までの間で労災年金等の支給が発生したのものについて支給するというところで実施をしたいと考えておりますけれども、いかがでございでしょうか。

大内委員 はい。

岩村委員長 はい、大内委員どうぞ。

大内委員 今委員長のほうからご説明とお話がありまして、おまとめいただいたということでございますけれども、何点が質問をしたいと思っておりますので、その件に関してご説明いただきたいと思います。

まず、この件に関して私どもの問題提起と言いますか考え方、これについて改めて申し上げたいと思っております。この問題については、前回、前々回この場で申し上げたと思っておりますけれども、社会保険庁が解散されて全国健康保険協会に移行する、それと期を併せて船員保険制度の労災部分、それから雇用保険部分、失業給付部分。これは陸上の制度と統合し、それと健康保険部分については独自に維持する、こういうことで移行したわけでございます。移行の際にあたっては旧船員保険で給付されていた部分についてはその維持をするという前提でもって移行を進めてきて現在に至ったわけです。ところが、この8%の部分に

ついて、この部分が移行時に抜け落ちてしまった。それで実際に給付申請をして給付を受けたらその分が下がってしまう。それで問題提起をされてきたのがこの8%部分です。そういう前提、立場からこの内容でいいのかどうかということになりますと、甚だ疑問でございます。

まず年金方式か一時金かということで、結論としては一時金ということで結論付けているわけでございますけども、これはちょっと私が詳細にして理解していないので、ひょっとしたら勘違いかなとも思うんですけども、これまで賞与を支払っていない、現在の給付を受けている、年金で給付を受けている人8%部分ですね、賞与を支払っていないけども8%の給付を受けている人。この人もこの際一緒に年金をカットして一時金、こういうことになってしまうのか。というふうにも思えるわけでございますけども、このへんは一体どうなっているのか。そういうこと、従来年金でもらっている人はそのまま継続して新しく出てくる人だけは一時金という考え方で結論付けられているのか、その辺をまず明らかにしていただきたいです。

それから、先ほど資料 2-1 でいろいろと理由が書いてございまして、従来の形で支給してほしいというわれわれの主張に対して財源の問題を持ち出してきて、非常に厳しい財政運営になるんだと。または、今回は一時金でこの問題を切除していく。言うなれば、そういう形での整理をされている。もともとこの問題は財源の問題ではなくて、個人個人が労災を受けて給付をされる側としては個人の問題でありまして。実は制度の全体を見ればブラマイがゼロみたいな話で書いてあるわけですけども、受ける側は個人の問題です。全体の平均でもらっているわけではございません。そういうことからしますと、こういう理由を付されること自体がまず納得できないということを申し上げておきたいと思います。

それから、年金方式とした場合ということで2ページ一番上の黒ポツに書いてございますけども、事務処理が複雑化。それから記録の管理や給付額改定が必要だと。これは当然の話でございます。これは賞与をいただいている人は従来の形で管理をされているわけで、賞与をいただいている、言うなれば漁船に乗っている被保険者が生産奨励金という形で年に1回清算をされてくるわけですけども、それを全体にならして8%部分は賞与をもらっている人と同じ扱いをしてきたわけです。そのところをボーナスが出てないから外すのだ、ということです。もう1回言うと、こここのところは何を言いたいかと言うことを申し上げますと、労災を申請する人、これはいわゆる船員全体の中のどれくらいのパーセントでものを見ているのか。その中で財政全体に与える影響というのは、そんなに大きな影響で財政運営が厳しくなるような状況になっているのか。それをこれらの人がどう見てこういう説明になっているのか。これがまったく分からない中で、これで、一時金方式で結論だということを言われてもそういう中で理解ができないままに分かったということで同意はできないわけでございます。前回も労災保険の受給者、労災保険の対象者全員の中の受給者というのはいったい何パーセントになるのか。その中で8%の部分の賞与をもらっている人は、もらっている受給者の中の何パーセントになっているのか。あるいは、賞与

をもらっていない人はその中でどれぐらいの割合を占めているのか。財源として一体どうなっているのか。そういうところがまったく分からないわけでございます。そういうことからしますと、せっかく委員長メモということでおまとめいただいたわけでございますけれども、私のほうとしてはそういう部分はまったく不明な点でございますので、そのところを1つ明らかにしていただきたい。

岩村委員長 はい、ありがとうございました。基本的にはこのメモの元でありますバックデータの話だと思います。

石塚理事 事務的にお答えできるところはお答えしたいと思います。最初に、現在既にもらっている人はどうなるのかというご質問ですけど、これはあくまでもメモの2ページの3のカッコ書きにも書いておりますけども、制度改正前に既に事故が発生して、特別支給金を受給している方については、現在でも従前どおりの形で支給がなされております。21年の12月31日までに事故が発生された方については従来どおり、引き続き年金方式で現に支給しておりますし、今後とも継続していく。今回の提案では22年1月1日以降に受給開始される方については一時金方式に変えたいという中身でございます。

また、ボーナスをもらっている方と、もらってない方はどのぐらいの割合かというのは、これは4ページの資料に出していただいておりますけれども、船員保険のちょっと古いデータになりますけども、賞与が支給されている方は概ね全体の半分、賞与が支給されていない方が半分ということで、概ね半々というような状況でございます。また財政的負担の件については、十分な答えになっているかどうかあれですけども、年間の所要財源の見込みということで出していただいております。年金でやった場合の数字は5ページのグラフを見ていただければと思いますが、当初は受給が少ないですので数千万の単位ですけども、定着してくると年間2億円ぐらいの規模ということでございます。これを一時金にして20年~25年分ということで一時金化してやるとピーク時の姿が初年度から現われますんで、これも同じく全体で言えば所要財源としては2億円ということでございます。2億円という数字をどう評価するかというのは、それぞれだと思いますけども、料率に換算すると1%弱ぐらいかと思っております。

あと生産奨励金の話も出てましたけれども、漁船の方々については賞与がないにもかかわらず一律8%支給されていたという従前の扱いからすれば、確かに減になります。しかし、一方ではそういう報酬も含めて本体年金額の計算の基礎に入っておりますので、一般の方に比べて厳しくなっているかどうかというのは評価が分かれるところではないかと思っております。

あと年金にするか一時金にするかというのは、財政的な問題、負担の影響そのものが大きいのか小さいかということではなくて、メモにいろいろ書かれておりますけども、年金という手法自体が、保険集団がだんだん小さくなっていく場合については40年50年にわた

り維持していくのが難しいのではないかと、そういう観点から整理いただいたものだというふうを受けとめさせていただいております。私から申し上げることは以上です。

岩村委員長 事務コストの点はいかがですか。

石塚理事 事務コストを相当かけてもやるという合意の下であれば相当のコストがかかるのは事実ですけども、絶対やれないということではないと思いますが、そういう観点もあるということです。

岩村委員長 現状ではこちらの船員保険の関係で年金の事務ということはやっているのかどうか。

石塚理事 制度改正前に事故が発生した方については引き続き私どものほうで給付事務をやっており、財源は労災のほうから交付されるということですが、今も年金の事務はやっておりますけれども、制度改正前に発生した方々ですので少しずつ失権され、いづれなくなるものと思います。これまでのように1階部分の法定給付と上乘せ部分と一体的に業務を処理するのであれば、上乘せ部分は本体業務に付随した業務ですのでそれほど大変ではありませんでしたが、法定給付の1階部分については労災保険から支給され、2階部分だけやることになると、正直申し上げて事務負担が重いという現実があります。

岩村委員長 あともう1点。この資料 2-1 の5ページ財源の見通しの計算のところですけど、これは結局その前の4ページで言えば右下の部分が今回の対象となる部分であって、これだとだいたい労災の支給者の約半分というのが賞与をもらっていない方々なので、それをベースにして、年金の場合の財源の見通しというのを考えているという理解でよろしいですね。

石塚理事 数字については過去の実績をもとにしておりますが、将来の被保険者数がどうなっていくかということということで絶対数が変わってくるということはありません、大まかに80名から90名、年間の事故発生数は百名弱というような推計になっています。その上でどのくらいの期間年金をもらうのかという平均的な年数をベースにして、年金の場合の試算が出るということです。

岩村委員長 大内委員、いかがでございますでしょうか。

大内委員 そうすると、8%の話ですよ。全体の話ではありませんから、8%を一時金にするか年金にするかという財源の話ですよ。それが、この制度の財源を大きく影響する

ような言い方でこの理由に書かれているんだけど、ほんとにそういうことなのかどうかというのは、甚だ疑問でございます。それから、もう1つ申し上げるのは、漁船の場合がこのケースにすぼっと当てはまる話なんですよね。漁船の場合は毎月家族送金というお金を毎月送金されて、年に一遍、水揚げ漁獲高に応じて配分をされて生産奨励金が年に一遍清算をされているんです。場合によっては、一印象広範囲ということ言えば、海外巻き網船あたりで年間6億か7億か、10億近く水揚げがあって、場合によっては生産奨励金の金額で清算していくと1千万から1千5百万という金額が出てくるわけなんです。そういうことで、次の年の保険料をならして算定されて高い保険料で納めて、なおかつ今回賞与はないからという理由だけで8%分を削られて、しかも一時金でちょん、よと。これは、漁船と商船と比較をすると、漁船というのは危険率が高いんですよ。たぶん、労働災害率も商船と比べたら高いはずで、危険度の高いところを切り捨てていくという話です。一人一人の個人の問題なんです。制度全体でどうするかということではなくて、給付を受ける側からみれば1人の個人、それが切り捨てられていくということです。そういうことをここは意味しているというふうに私はとらえています。だからいろんな理屈を言ってくっ付けてくるけれどもそんな理屈を一つ一つ見ていったら、ほんとにそのことは財政的に大きな影響を及ぼすのか。事務的なコストがそんなにかかるのか、手間かかってしょうがないからそんなの省いちゃえと。これだけのことも理屈でこういうことをやっつけてしまおうとしているというふうにしか思えないわけです。

私は前回も前々回も申し上げておりますけども、今日も申し上げましたけども、従来の給付水準は維持をしてほしいと。維持をする。こういうことで移行をしてきたわけでございます。たまたまこの部分だけが、労使もそれから当局もこの部分を見通してしまって実際に発生してきてから問題提起になってこの問題をこの場に出してきたという経緯があるんですよ。そういうことから、ほんとにこの理由がほんとに止めなきゃいかんのか、一時金にしなければいかんのか、納得できないです、この理屈。

岩村委員長 メモの作成のほうに携わった者として今の内閣委員のご見解にお答えしたいと思います。確かに個々の、特に漁船の方々の問題であるということは理解はできます。ただ、問題は社会保険庁が解体して全国健康保険協会のほうにこの船員保険の部分に移行するというにしたら時に、労災保険の本体部分というもっとも大きな本体部分というのは、労災保険の本体のあちらのほうに行ってしまったという事情があり、したがって旧社会保険庁、旧制度時代の部分を経過的に全国健康保険協会の船員部分でやっていただいておりますが、圧倒的に前のものに比べると財政規模が小さくなってしまっているというのがございます。そして今回のペーパーの中でも書かせていただきましたけれども、年金の運営を安定的に行うというのは、このような小さな保険集団でやるというのは非常に難しい。それをやるというのは、この集団そのものにとっても実はリスクが大きいし、せっかく年金化してやってもそれを持続的にやれる保障というものは、必ずしも高くない。そういっ

たことを考えた時に、じゃあできるだけ、一方で今大内委員がおっしゃったような船員の、特に漁船関係の方々の労災の被災者の方の、いわば利益というか救済というものも一方で考えつつ、他方で、やはり船員保険の制度そのものの将来にわたっての財政的な安定性というものを確保しなければいけないという要請との間でどこかうまく調整を付けられないかというのが私どもの考えでありまして、そういったかなり難しい要請の中で最終的に選択したのは、やはり年金というのでは制度に対する負担というのが将来的には大きすぎる。そうだとすると、やはり一時金という形でできるだけ、ある意味ではショートタイムで、お金のやり取りというのを終決させるという形にして制度の安定性を保ちつつ、他方で漁船の方々の利益、特に賞与分がうまく反映されない部分というのを配慮して一時金という形で支給しましょうという形での案を考えさせていただいたということでありまして。

そういう意味では必ずしも制度のことだけを考えてこういうことというのではなくて、やはり制度の問題と同時にわれわれとしてはやはり実際に被災された船員の方々のことを考えた時に、じゃあどこでその2つを折り合わせるかということ考えた時には解決策として一番現状で考えられるのだというのは、一時金という形で支給するのが適切であると。そういうことから、当初事務局のほうでお出しいただいた案についても、やはり一時金として支給するのであれば、やはり当初案では先ほどおっしゃっていた労災で被災された船員の方がご本人、あるいは家族救済としては不十分であるということ、そこところは積み増しをさせていただいたということになり、予算的には先ほど説明がありましたけれどもだいたい1億程度は年間総額として確保する必要がある。その意味では保険料率についても0.5%弱というものをその分結局船主側に負担していただくということになるんですけどもそれでいかがでしょう、というのがこのメモの根本的な発想です。先ほど大内委員からご説明のあった、このメモのベースになってるバックデータの点については先ほど事務局のほうから説明があったということでございます。大内委員どうぞ。

大内委員 今委員長のほうからこのメモの内容についてのご説明をいただきました。今の委員の説明に大変失礼な言い方になりますけれども、感想を申し上げますと、賞与のない部分の取り扱いをどうするかということの問題に制度の話全部持ってきているわけです。それがなぜこの問題を解決しようということなのか、その場合いろんな理屈があって理由があってということで、それは分からんわけじゃないですけども物事は単純でございまして、要は賞与をもらっていない者に対しては8%部分を従来どおり適用するかしないか、しかも年金、あるいは一時金のどちらの方法で出すか、という話でございまして、制度全体を将来的に見てという話はこれまた別次元の話で、制度の問題についてはもっと別な場で大きな構えから、フレームからこの問題をとらえてもらったら、そういうとらえ方をすべきであって、こういう問題の中にそういう部分まで一度に引っ張り込まれて分かりましたというわけにはなかなかまいらない。というのが正直な感想でございます。

それからもう1点申し上げますれば、かつてこの場で大日本水産会と内航総連がそちらのほ

うに並んでいて大げんかになった、そういういきさつがあるんです。ゆえに、なぜ漁船だけこういう扱いをするのかということ根底に持っているのです。知っている人は知っていると思うので申し上げますが、こういう扱いでどんどんどんどんやられていくと、そこに並んでいるお二方で向き合って大声張り上げてやったことが現実になっているんじゃないか。そういう危惧を持っております。扱いは全部平等に扱ってほしいというのが私の質問でございます。以上です。

岩村委員長 説明は何かございますか。長岡委員。

長岡委員 すいません。意見ということではないんですけども、先ほど大内委員のほうから、なんと申しますか、強く言えば漁船の生産奨励金というシステムを無視しているのではないかなというふうな趣旨だったと思うんですけども、念のため私のほうからちょっとだけ申し上げますと、この問題は当局のほうである程度以前から認識をされていたんだと思うんですけど、実際私どものほうに、すいません、どういう立場の方が覚えてないんですけども、実際のところ分からないんですけども、実際に生産奨励金の仕組みを私どものほうに問い合わせがございまして、その時は遠洋マグロのはえ縄の組合の労務担当のご紹介をして、一定の説明をしていただいたという記憶がございます。ですので、ある程度のことは斟酌されていたんだというふうに好意的に私のほうが理解をしていたわけなんです。ですので、逆にその時に私どもだけではなくて組合さんのほうにもそうなったのではないかなというふうに思いますけども、そういう意味で逆に私のほうからお伺いしたいのは、そのへんをどういうふうに具体的に斟酌されたのか。もし答えを寄せていただければ。

岩村委員長 はい、大内委員。

大内委員 私のほうは何回も申し上げておりますけども、制度移行にあたって純然と船員保険で給付されたのは、そのまま維持をして移行する。これが前提でございますのでそういう中から移行の中でこの部分だけが3者の中で抜け落ちてしまった。たまたま実際に申請をしたらそういうことが発覚をしたがゆえにこういう問題提起をされたということです。

岩村委員長 たぶんその照会に行かれたと思いますが、こちらなのか労災のほうなのかいつなのかというのは分からないのですが、事務局のほうでは何か把握されていますか。

石塚理事 おそらく昨年協議いただいた件だと思います。生産奨励金の関係で従前に比べて報酬の算定が不利になっている場合をどうするか、一定以上の差が発生する場合には独

自給付しようというのでまとめていただきましたけど、その関連でのお話ではないかというふうに推察をします。

岩村委員長 たぶんそういうことなのでしょうね。

石塚理事 あと、これは前回も申し上げたことなんですが、法定給付については従前水準維持という前提でいろいろ工夫されましたけども、今回のことについては、受給者からすれば同じだという議論もあるかと思えますけど、付加的な給付という部分でございますので、ここも含めてまったくイコールにするのかどうかというのは明示的に議論がされていなかったのではないかと受け止めております。労災のほうでも特別支給金の制度があるわけですので、その中の体系でやれるものであれば基本的そちらのほうで、この8%の問題を明示的に議論したわけじゃないですけども、基本的にはそちらのほうで受け止めていくというような整理もあったのではないかというふうに、受け止めさせていただいております。

岩村委員長 はい。ほかに船主は何かご意見何かありますでしょうか。よろしいですか。それではちょっと20分まで休憩とさせていただきたいと思えます。20分からもう一度再開させていただきたいと思えます。

(休憩)

岩村委員長 それでは、再開させていただきます。この経過的な特別支給金の扱いにつきましては、今、各委員の思いを伺ったところでございます。

その中で、大内委員からありましたように強い反対意見を述べられたということでございます。他方で、私どもとしては、先ほどご提示しました委員長案というものを最終案というふうに考えておりました、これを再度修正して再び議論していただいて関係者の合意を得るといのは、そういう意味では困難だというふうに考えております。

本日はこれ以上、この場で議論を詰めて何らかの合意を得るといことも難しいかというように思いますので、最終案につきましてはお持ち帰りをいただきまして、再度団体内部で協議をしていただければというふうに思います。今後でございますけれども、できれば9月頃から手続きを始めるというようなことで準備を進めたいとふうに考えておりますので、8月中を目途に大内委員の方から最終案についての考え方というものをご連絡いただければというふうに思います。それでよろしゅうございましょうか？

大内委員 いま委員長がご説明ですが、この場では結構だと思いますが、実はあのくどいようですけども船員保険が陸上の保険と統合していくということですね、船員保険制度で設けた優遇水準等、いろんな所があります。その時に一番懸念をしたのは、制度が

統合されて何年間か経過をしていく中で、当初のいきさつを忘れたかのごとく、凸の部分を少しずつ削りとられていってしまう、そういうことを一番懸念したからです。ですから船員保険協会で決定したことはわかりませんが、そういうことはこうしているのだと、そういうことはこの場で何回も確認をしていると。

そういう中で今回のこの問題でございますので、私どもはそういう捉え方をしていますので、あえて、委員長のご説明にもありましたけどもこのことだけ申し上げた、以上でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。大内委員がおっしゃった中で申し上げれば協議会の意向については全国健康保険協会の運営委員会そのまま承認頂いているという事は変わらないということを申し上げたいと思います。

それでは以上を持ちまして本日の船員保険協議会は終了させていただきたいと思います。次回の日程につきましては事務局からご説明頂きたいと思います

野中次長 次回につきましては10月末ごろに保険料率等について協議いただくことを予定しております。具体的な日時については、あらためて調整させていただきます。

岩村委員長 どうもありがとうございました。本日はお忙しいところどうもありがとうございます。